

2024度 PTA総合補償制度について

PTA総合補償制度とは

PTA総合補償制度は、PTAの皆さまが「安心できるPTA活動」を行えるように、単位PTAや当該小学校の生徒、PTA会員（保護者・教職員）に発生するさまざまな事故について、次のとおり総合的な補償を受けられる制度です。

補償の内容

1. 生徒の傷害事故に対して

生徒が、PTAが主催・共催するPTA行事に参加中（往復途上を含みます）に被ったケガが補償されます。
（ただし、独立行政法人日本スポーツ振興センター法」の定めるところにより、その給付対象となる場合は除かれます）

2. PTA会員（保護者・教職員）の傷害事故に対して

PTA会員（保護者・教職員）・PTA会員の同居の親族・行事参加を事前に認めた方（ボランティア等）がPTAが主催・共催するPTA行事に参加中（往復途上を含みます）に、被ったケガが補償されます。

（注）PTAが主催・共催する行事とは、PTAが企画・立案し主催または共催する行事でPTA総会、運営委員会など、PTA会則（名称の如何を問いません）に基づく手続きを経て決定されたものです。

（例）PTA役員会・常任委員会・総会、研究会、運動会、学校奉仕活動、スポーツ活動、校外パトロール中、子ども会等）

（注）保険金請求の対象となる事故が発生した場合はPTAの代表等が発行するPTA行事参加中に発生した事故であることを証明する書類が必要になります。

（注）任意で集まったスポーツチームや趣味の会などは対象になりません。

3. 単位PTAの賠償責任について（PTA賠償責任保険 管理賠償責任のみ補償特約セット）

単位PTAが団体として管理上の過失により次の法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して補償します。
①PTAが主催して諸行事を行う場合に管理上のミス等によってPTA会員や他人の身体・物に損害を与えた場合の損害（法律上の損害賠償責任）。

※催物会場の人員整理が悪く入場者が転んでケガをした等。

②PTAが他人から用具等を借りて、諸行事を主催している間にその用具を壊したり、盗難にあった際の持主に対する損害（法律上の損害賠償責任）。

※借りた会場、会議室等で行事中誤って備品を壊した。借りたスポーツ用具等を壊した、盗まれた等

【お支払いする保険金】

1 事故につきお支払いする保険金の額は、次の算式によって算出される額とします。
<ご契約の支払限度額（1名・1事故・保険期間中）が限度となります>
①②③④の保険金のほか、⑤協力費用、⑥争訟費用についてもお支払いします。

① 損害賠償金

被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額。ただし、損害賠償金を支払うことによって被保険者が代位取得するものがある場合は、その価額を差し引くものとします。

② 損害防止費用 ※ 1

対人・対物事故が発生した場合に、損害の発生または拡大の防止のために要した必要または有益であった費用

③ 権利保全行使費用 ※ 1

対人・対物事故が発生した場合に、他人に対する権利の保全または行使に必要な手続きをするために要した費用

④ 緊急措置費用 ※ 1

対人・対物事故が発生した場合に、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に損害賠償責任がないことが判明したときに、その手段を講じたことによって要した費用のうち、応急手当、護送、診療、治療、看護その他緊急措置に要した費用、およびあらかじめ引受保険会社の同意を得て支出した費用

⑤ 協力費用 ※ 2

引受保険会社が損害賠償請求権者からの損害賠償請求の解決に当たる場合に、その遂行について被保険者が引受保険会社に協力するために要した費用

⑥ 争訟費用 ※ 2

損害賠償に関する争訟について、被保険者が引受保険会社の同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用またはその他権利の保全もしくは行使に必要な手続きをするために要した費用

※ 1 その実費につき、①の額と合算して、免責金額を超過した額を、支払限度額を限度にお支払いします。
※ 2 支払限度額とは別に、実費をお支払いします。ただし、⑥については、①の額が支払限度額を超える場合は、支払限度額の①の額に対する割合を乗じて、お支払いします。

保険金額・支払限度額

① 生徒、PTA会員（保護者・教職員）、PTA会員の同居の親族、行事参加を事前に認めた方

P T A 団 体 傷 害 保 険 特 約 （ B ） セ ッ ト 傷 害 保 険

死亡保険金	事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合、465万円（死亡・後遺障害保険金額）をお支払いします。
後遺障害保険金	事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に約款所定の後遺障害が発生した場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。
入院保険金（日額）	事故によるケガの治療の為、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に入院した場合、入院日数1日につき4,000円を180日を限度にお支払いします。
手術保険金	事故によるケガの治療のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に手術を受けた場合、入院中の手術は入院保険金日額の10倍、入院中以外の手術は入院保険金日額の5倍をお支払いします。
通院保険金（日額）	事故によるケガの治療の為、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に通院した場合、通院日数1日につき2,500円を90日を限度にお支払いします。
 お支払いできない主な場合	故意、自殺、犯罪、闘争行為、無免許運転中・酒気帯び運転中の事故、脳疾患・疾病・心神喪失、地震・噴火・津波、戦争等の事変、核燃料事故、放射能汚染、むちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの、熱中症など

※死亡保険金・後遺障害保険金は保険期間を通じ、合算して死亡・後遺障害保険金額が限度となります。
※食中毒補償特約をセットしています。

② 単位PTA主催行事の管理責任による損害賠償事故

P T A 賠償責任保険（管理者賠償責任のみ補償特約セット）

P T A 諸行事にともなう賠償責任支払限度額			借用した財物に対する賠償責任支払限度額	
対人賠償 （身体障害）	1 名につき	1 億円	会員（加害者） 1 名につき	1 0 万円
	1 事故につき	2 億円		1 事故につき 5 0 0 万円
対物賠償 （財物損壊）	1 事故につき	5 0 0 万円		期間中 5 0 0 万円
免責金額は 1 事故につき、いずれも1,000円			免責金額は 1 事故につき、5,000円	

※被害者にも過失がある場合は過失相殺が適用されます。

お支払いできない主な場合

- ①戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、暴動、労働争議または騒擾（じょう）に起因する損害賠償責任
- ②被保険者が所有、使用または管理する施設の改築、修理、取壊しその他の工事に起因する損害賠償責任
- ③自動車または車両（原動力が専ら人力であるものを除きます。）の所有、使用、管理に起因する損害賠償責任
- ④被保険者の占有を離れたものまたは飲食物に起因する損害賠償責任（例えば食中毒など）
- ⑤借用した保管物の欠陥、自然の消耗もしくは性質による破損に起因する損害賠償責任
- など

保険期間（ご契約期間）

2024年7月1日午後4時から1年間

保険料

単位PTA毎に PTA会員1世帯につき200円 × 世帯数 = 保険料

事故発生の場合

① 傷害事故の場合

事故内容を「事故報告書」に記入のうえ、すみやかに送信先へFAXしてください。

後日、引受保険会社より保険金請求書が送付されますので、完治を目処にご請求ください。

※行事の主催者またはこれに準ずべき者が発行する事故証明書を提出していただく必要があります。

※PTA主催行事年間予定表の提出を求められる場合があります。

（注）事故の発生の日からその日を含めて30日以内にご連絡がないと、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがありますので、ご注意ください。

② 賠償事故の場合

傷害事故の場合と異なり、PTA行事中に事故が発生したことに対し単位PTAに管理上の過失が認められ法律上の賠償責任があることが支払いの要件として必要です。

従って、事故が発生したら直ちにその事故状況を詳しく「事故報告書」に記入の上、送信先へFAXしてください。

※PTA主催行事年間予定表の提出を求められる場合があります。

本制度についてご不明な点は下記へお問い合わせください。

【取扱代理店】

株式会社 保険サービス

〒175-0094

東京都板橋区成増3-23-5-5F

TEL：03-6904-2340

【引受保険会社】

あいおいニッセイ同和損害保険 株式会社

東京北支店 練馬支社

〒176-0011

東京都練馬区豊玉上2-4-8-3F

TEL：050-3460-0584

PTA総合補償制度要綱

I 主 旨

板橋区内におけるPTA諸活動が年とともに発展しつつあることは誠に頼もしい限りである。しかし、各PTAの諸活動が盛んになるにつれて憂慮されることは、それに伴って発生する不慮の事故を如何に救済するかという問題である。

そこで、本会では、生徒並びに保護者・教職員の安全思想の普及と安全教育の向上を図るとともに、伸び伸びとPTA活動を行ってゆくために、様々な事故に対する総合的な補償制度を発足させることとなった。この補償制度は以下の対象に救済措置を与えようとするものである。

- (1) 生 徒 PTAが主催・共催するPTA活動に参加中の急激かつ偶然な外来の事故による生徒の傷害を補償するもの。
- (2) PTA会員等 PTA会員（保護者・教職員）PTA会員の同居の親族、行事参加を事前に認めた方がPTA活動に参加中の急激かつ偶然な外来の事故による傷害を補償するもの。
- (3) 単位PTA 単位PTAがPTA活動において指揮監督および指導上の過失によって生じた法律上の賠償事故でPTA会員およびその他の第三者に与えた賠償損害を補償するもの。具体的には次のとおりである。
 - ① PTAが主催して諸行事を行うにあたり過失によってPTA会員や他人の身体、財物に損害を与えた場合の法律上の賠償損害。
 - ② PTAが他人からスポーツ用具などを借りて諸行事を行っている間にそのスポーツ用具などを破損したり、盗難にあったりした場合の持主に対する法律上の賠償損害。

当会はこれらの総合補償制度によりPTA活動の円滑な実施に寄与するものである。

II 本補償制度の内容

1. 保険金額（1名につき）・支払限度額

- ① 生徒・PTA会員（保護者・教職員）・PTA会員の同居の親族・行事参加を事前に認めた方を補償する場合

・死亡・後遺障害保険金額	465万円
・入院保険金日額	4,000円
・手術保険金 入院中：入院保険金日額の10倍、入院中以外：入院保険金日額の5倍	
・通院保険金日額	2,500円
- ② PTAの損害賠償責任を補償する場合
 - (イ) PTA諸行事にともなう損害賠償責任

対人賠償（身体障害）	1名	1億円
	1事故	2億円
対物賠償（財物損壊）	1事故	500万円

〈免責金額（自己負担額）は1事故につき1,000円〉
 - (ロ) 借用財物に対する損害賠償責任

会員（加害者）1名につき	10万円
1事故につき	500万円
保険期間中につき	500万円

〈免責金額（自己負担額）は1事故につき5,000円〉

2. 加入方式

単位PTA毎にとりまとめ、板橋区立小学校PTA連合会会長名をもって、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社の傷害保険、賠償責任保険に一括加入する。加入手続きの詳細については、後記「Ⅲ 加入の手続き」の項を参照されたい。

3. 支払条件

(1) 生徒およびPTA会員（保護者・教職員）・PTA会員の同居の親族・行事参加を事前に認めた方の傷害事故

①死亡保険金

事故によるケガのため事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合。
※保険期間中に、既にお支払いした後遺障害保険金がある場合、死亡・後遺障害保険金額からその額を差し引いてお支払いします。

②後遺障害保険金

事故によるケガのため事故の発生の日からその日を含めて180日以内に約款所定の後遺障害が発生した場合。

所定の保険金支払割合により死亡・後遺障害保険金額の4%～100%

※保険期間を通じ、合算して死亡・後遺障害保険金額が限度となります。

③入院保険金

事故によるケガの治療のため事故の発生の日からその日を含めて180日以内に入院した場合。180日を限度に、「入院保険金日額×入院日数」

④手術保険金

事故によるケガの治療のため事故の発生の日からその日を含めて180日以内に所定の手術を受けた場合。入院保険金日額に一定の倍率（入院中：10倍、入院中以外：5倍）を乗じた金額を1事故につき1回のみ。

⑤通院保険金

事故によるケガの治療のため事故の発生の日からその日を含めて180日以内に通院した場合。90日を限度に「通院保険金日額×通院日数」*食中毒補償特約をセットしています。
※補償内容および保険金をお支払いできない主な場合については「重要事項のご説明」をご確認下さい。

(2) 損害賠償事故

①前項1-②の金額はいずれも補償の支払限度額を示す。

②被害者側にも過失がある場合には過失相殺が適用される。

③免責金額（自己負担額）は支払保険金額から差し引かれる。

Ⅲ 加入の手続き

1. 加入の手続き

(1) 加入単位は各単位PTAとし、保険料として1世帯あたり200円を送金のうえ単位PTA毎に全員一括加入とする。

(2) この保険は

①生徒・PTA会員（保護者・教職員）・PTA会員の同居の親族・行事参加を事前に認めた方のPTA主催行事参加中の傷害事故

②加入単位PTA主催行事の管理責任による賠償事故

二つを総合的に補償するので必ず①・②を併せて加入する。

(3) 単位PTAはPTA会員名簿により全PTA会員世帯数を「申告書」に記入のうえ1部を控えとして保管し1部を指定送信先にFAXするとともに合計額を板橋区立小学校PTA連合会に送金する。

(4) 加入手続きは、2024年6月19日（水）までに行う。

2. 保険料(1年間)について

(1) 保険料はPTA会員1世帯につき200円とする。

(2) 中途加入する単位PTA（7月以外の加入）の保険料は月割とする。

3. 異動について

- (1) 卒業・入学の場合、卒業と同時に被保険者としての資格を失い、入学と同時に資格を取得する。
- (2) 期間中途での転入・転出等の異動があった場合は備付名簿を修正のうえ管理する。
※人数変更に伴う通知は不要。
- (3) 転出入の場合、転出入先小学校が本補償制度に加入していれば自動的に補償は継続されるが、それ以外の場合は資格を失い、補償は終了する。

IV 保険金請求の手続き

1. 傷害事故の場合

- (1) 事故の通知
事故が発生したら、すみやかに事故報告書（別添用紙）にて、事故の内容を報告すること。
- (2) 必要書類
 - ①保険金請求書
保険金請求書に必要事項を記入のうえ提出する。
 - ②事故証明書
単位PTA会長は保険金請求書に記入されている事故日時、発生場所、状況等を確認のうえ内容に相違ないこととPTA主催行事における事故であることを証明する。
 - ③在籍証明書
所属学校より所定の在籍証明書を取り付けて提出する。
 - ④医師の診断書
受診された医師の診断書を求められるときがある。

上記①～④のほかに必要な書類があるので引受保険会社の求めに応じること。
- (3) 支払関係
上記必要書類が整ったらすみやかに引受保険会社に提出すること。
支払額決定次第、保険金請求書に記載された指定口座に送金される。

2. 賠償事故の場合

- (1) 事故の通知、解決と支払関係
 - ①事故発生時の手続き
傷害事故の場合と異なり、PTA行事中に事故が発生したことの他にその事故発生につき単位PTAが該当PTA行事を行うについて管理上の過失があり、法律上の損害賠償責任が発生することが支払いの要件となる。事故が発生した場合には直ちに事故報告書にて報告し、状況の詳細については「株式会社保険サービス」宛て連絡すること。
 - ②賠償事故の解決
賠償事故は一般的には被害者との間で自主的解決(示談)がなされるが、自己の判断で示談せず必ず事前に「株式会社保険サービス」または引受保険会社に相談すること。

③保険金の請求

賠償額確定後（示談成立後）下記関係書類を整えて、引受保険会社に提出すること。
支払額確定次第、保険金請求書に記載された指定口座に送金される。

（注）この保険には、被保険者に代わって事故の相手（被害者）と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。賠償事故に関わる被害者との示談交渉・弁護士への法律相談・損害賠償請求権の委任等は必ず引受保険会社とご相談のうえ、おすすめください。あらかじめ引受保険会社の承認を得ないで、損害賠償責任の全部または一部を承認した場合には、損害賠償責任がないと認められる額を保険金から差し引いてお支払いする場合があります。

（２）必要書類

①保険金請求書

保険金請求書に必要事項を記入のうえ提出する。

②事故証明書

単位PTA会長は保険金請求書に記入されている事故日時、発生場所、状況等を確認のうえ内容に相違ないこととPTA主催行事における事故であることを証明する。

盗難・火災など官公署（警察・消防署等）に届出のある場合は、所轄官公署発行の事故証明書を求められることがある。

③示談書

被害者に対して賠償責任の範囲と賠償額を確定させるため、PTAと被害者との間で示談を交わし、その証として示談書を作成すること。

④損害を立証する書類

事故の形態によって異なるので「株式会社保険サービス」または引受保険会社に相談すること。

以上

ご加入にあたってのご注意

①PTA総合補償制度は板橋区立小学校PTA連合会を保険契約者とし、板橋区立小学校の単位PTAを加入者とするPTA団体傷害保険（PTA団体傷害保険特約（B）セット傷害保険）、PTA賠償責任保険の団体契約です。

②PTA総合補償制度のPTA団体傷害保険 普通保険約款・特約、PTA賠償責任保険普通保険約款・特約、および保険証券は、保険契約者(板橋区立小学校PTA連合会)に交付されます。

③複数のご契約があるお客さまへ（補償が重複する可能性のある特約のご注意）

他の保険契約等（異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約または共済契約を含みます）により、既に被保険者について同種の補償がある場合、補償が重複し、保険料が無駄になることがあります。補償が重複すると、特約の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額(支払限度額)等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。(注)

(注)複数あるご契約のうち、これらの補償が1つのご契約のみにセットされている場合、そのご契約を解約したとき等は、補償がなくなることがありますのでご注意ください。

④引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しています。この保険は、保険契約者が個人、小規模法人(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます)またはマンション管理組合(以下、「個人等」といいます)である場合に限り「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、経営破綻した場合の保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

また、保険契約者が個人等以外の保険契約であっても、被保険者が個人等であり、かつ保険料を負担している場合は、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

⑤他の保険契約等の有無については、危険に関する重要な事項の告知事項として加入申込票に記入していただきます。正しく記入していただけなかった場合にはご契約を解除することがありますのでご注意ください。

このご案内は概要を説明したものです。ご加入にあたっては必ず「重要事項のご説明」をご覧ください。詳しくはPTA団体傷害保険（普通保険約款・特約）、PTA賠償責任保険（普通保険約款・特約）をご用意していますので取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。ご不明な点につきましては取扱代理店または引受保険会社にお問合わせください。